（電磁的記録の提供方法）

第十五条　法第二十六条の十第二項第四号に規定する内閣府令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の記載事項）

第十六条　法第二十六条の十四の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　許可試験を申請した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　許可試験の申請を受けた年月日

三　許可試験を行った製品の名称

四　許可試験を行った年月日

五　許可試験の項目

六　許可試験を行った試験品の数量

七　許可試験を実施した試験員の氏名

八　許可試験の結果

九　内部点検、精度管理及び外部精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）に関する事項

十　標準作業書において帳簿に記載すべきこととされている事項

十一　信頼性確保部門の責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修に関する記録

2　帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

（職員の身分を示す証明書）

第十七条　法第二十六条の十七第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第八号によるものとする。

（食品の収去証）

第十八条　法第二十七条第一項（法第二十九条第二項、第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第九号による収去証を交付しなければならない。

（法第三十一条第二項の内閣府令で定める栄養成分）

第十九条　法第三十一条第二項第二号の内閣府令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一　たんぱく質

二　食物繊維

三　亜鉛、カルシウム、鉄、銅及びマグネシウム

四　ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB_1、ビタミンB_2、ビタミンB_6、ビタミンB_{12}、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE及び葉酸

2　法第三十一条第二項第三号の内閣府令で定める栄養成分は、次のとおりとする。

一　脂質

二　糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）

三　ナトリウム

（法第三十二条の二第一項の内閣府令で定める事項）

第二十条　法第三十二条の二第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　含有する食品又は成分の量

二　特定の食品又は成分を含有する旨

三　熱量

四　人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

（健康増進法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の際現に消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）第二十四条の規定による改正前の法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認を受けている者が行う当該許可又は承認に係る食品の表示については、この府令第八条第六号の規定及び様式第二号から様式第七号までにかかわらず、この府令の施行の日から起算して二年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

（健康増進法施行規則の一部を改正する省令に関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現に健康増進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十四号）による改正前の健康増進法施行規則（以下この条において「旧規則」という。）第十一条第二号に掲げる特別の用途に適する旨の表示に係る法第二十六条第一項の承認を受けている者が行う食品の表示については、この府令第一条第二号及び第八条第六号の規定並びに様式第二号及び様式第五号にかかわらず、この府令の施行の日から平成二十二年三月三十一日までは、なお旧規則の例によることができる。

（様式に関する経過措置）

第四条　この府令の施行の際現にある消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百三十八号）による改正前の健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）様式第三号から様式第八号まで及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（平成二十一年厚生労働省告示第四百二号）による廃止前の特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続（平成十三年厚生労働省告示第九十六号）別記様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、それぞれこの府令の様式第一号から様式第九号までによるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一号（第三条関係）

内　閣　総　理　大　臣　殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第3条の規定に基づき、別添の食品の安全性及び効果の資料を提出します。

（注）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　字は墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。